

平成 19 年 12 月 14 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官付法令班  
パブリックコメント（犯罪収益）担当 御中

全 国 銀 行 協 会

犯罪収益移転防止法の政省令案に対する意見の提出について

平成 19 年 11 月 16 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 犯罪収益移転防止法の政省令案に対する意見

## . 施行令(案)

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
1	第8条第1号カ	金銭消費貸借契約に基づき複数回に分割して行う個別の貸出や、あらかじめ締結した融資極度契約(コミットメントライン等)に基づき当該極度内で顧客の申込に応じて行う個別の貸出などは、ここでいう「金銭の貸付けを内容とする契約の締結」には当たらない(個別の貸出行為の元となる契約がそれに該当する)との理解でよいか。
2	附則第3条	<p>施行令附則第3条では、犯罪収益移転防止法施行前に実施した本人確認の取扱いについて「特定事業者が…法第4条第1項の規定に準じ顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第6条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してこれを保存している場合(法附則第2条の規定による廃止前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第2条に規定する金融機関等が同法の規定によってした場合は除く)には、当該確認を本人確認と、当該記録を本人確認記録とみなす」とあるが、既に実施した本人確認については、犯罪収益移転防止法による本人確認とは見なされないのか。</p> <p>あるいは、現行の本人確認法に基づき実施した本人確認(本人確認法施行令附則2条により本人確認法による本人確認とみなされるものも含む。)は引き続き有効であるとの理解でよいか確認させていただきたい。</p>

## . 施行規則(案)

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
1	第3条第1項第3号イ、ロ	外国政府、外国政府機関又は外国地方公共団体がインターネット上に公示している外国法人の登記情報(名称および本店又は主たる事務所の記載あり)をインターネットにて閲覧することは、施行規則第3条第1項第3号イに基づく「当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条(第4条)第4号に定めるものの提示を受ける方法」に該当すると解釈してよいか。あるいは、上記インターネット画面を複写した書面を本人確認記録に添付し、インターネットに公示されている顧客の本店等に取引関係書類を書留郵便等により転送不要郵便物

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
		等として送付することは、施行規則第3条第1項第3号口に定める条件を満たすと解釈してよいか。
2	第3条第1項第1号八	施行規則第3条第1項第1号八や第3条第2項等では、顧客等から送付を受けた本人確認書類(その写し)について、本人確認記録に添付する手続きが規定されている。これらで言う「添付」とは、必ずしも、本人確認書類と本人確認記録を紙媒体でひとまとめに保存したり、電子媒体で同時に出力できることを求めているのではなく、必要に応じて本人確認記録から本人確認書類の所在を検索することを意味するとの理解でよいか。
3	第4条第4号	外国政府等が発行する登記事項証明書には、外国法人の本店又は主たる事務所の所在地として、当該法人が所在する都市名の記載に止まり、日本でいう地番までは記載されていないものがある( )。このような書類は、「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第二号に定めるものに準ずるもの」に該当すると解釈してよいか。 例えば、ケイマン諸島で発行される Certificate Of Incorporation には地番の記載がないものがある。
4	第4条第4号	外国政府、外国政府機関又は外国地方公共団体がインターネット上に公示している外国法人の登記情報(名称及び本店又は主たる事務所の記載あり )の画面は、「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第二号に定めるものに準ずるもの」に該当すると解釈してよいか。 例えば、米国デラウェア州は、自州で登記している法人の登記情報をインターネット上で公開しており、以下のアドレスでこの情報の検索・照会が可能。 <a href="https://sos-res.state.de.us/tin/GINameSearch.jsp">https://sos-res.state.de.us/tin/GINameSearch.jsp</a>
5	第5条第2項	当該条項の、「前条第1号に掲げる取引」とは何をさしているのか。前条である第4条は本人確認書類を規定している。
6	第6条	「破産管財人又はこれに準ずる者」には、「不在者財産管理人」(民法第25条)や「成年後見人」(民法第843条)、「相続財産管理人」(民法第952条)が含まれるのか確認させていただきたい。 これまでの実務では、「不在者財産管理人」や「成年後見人」、「相続財産管理人」は、「破産管財人又はこれに準ずる者」に含まれるかは明確ではなかったが、いずれも破産管財人と同様に裁判所が選任するものであり、その行為についても裁判所の監督が及ぶものであるから、「これに準ずる者」として取扱っても問題はないものとする。

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
7	第7条	<p>本条では、本人確認済みの顧客等と行った取引について、当該取引を本人確認済みの顧客との取引として取り扱ったことを示す記録を保存することが新たに求められているが、取引ごとに保存している取引記録帳簿類(伝票等)にも施行規則案第14条第1号～3号に掲げられている「口座番号」、「取引日付」、「取引の種類」等の情報が含まれるため、これらから当該顧客の本人確認記録を検索して本人確認済みであることを明らかにすることができればよいと解してよいか</p> <p>自行に口座のない顧客と本人確認が必要な取引(海外送金等)を行う場合、当該本人確認記録には、第14条第1項に定める口座番号が記録されないが、口座番号の代わりに「その他の顧客等の本人確認記録を検索する事項」(運転免許証、パスポートの番号、あるいは海外に発信したスイフト電文等、検索キーとして同等に利用可能な情報)を保存すればよいとの理解でよいか。</p>
8	第7条	<p>過去に本人確認を実施している顧客であることを確認(以下「本人確認済の確認」)する場合の条件として、当該過去の本人確認時に作成した記録に「住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記載されている」ことを求めているが、本人確認法が施行される以前の本人確認記録には「住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるもの」の記録はないのが一般的である。</p> <p>本条は、そのような本人確認法施行以前の本人確認済顧客が新たに本人確認を要する特定取引を行う際に「本人確認済の確認」を認めない趣旨ではなく、そのような場合でも従来どおり「本人確認済みの確認」が認められるという趣旨でよいか。</p>
9	第10条第1項第17号	当該条項にある日付とは、発行日でよいか。
10	第17条第1項第1号八、第2号八	<p>「F A T F の 40 の 勧告 及び 9 の 特別勧告 の 履行状況審査のためのメソドロジー」の特別勧告 に係る箇所において、電信送金に係る入手および保持することが義務付けられる口座番号については、「当該送金人の口座番号(口座番号がない場合は、特定の識別番号)[the originator's account number (or a unique reference number if no account number exists)]」とされており、外国送金に用いられる口座(当該口座)の口座番号とはされていない。</p> <p>施行規則(案)によれば、「当該口座の口座番号」とされているので、送金依頼人が預金又は貯金口座を用いて外国送金を行う場合には、その外国送金に用いられる口座(当該口座)の口座番号を指しているものと解釈されうる。一方、F A T F の 勧告 の 趣旨 (送金依頼人を特定すること) に沿えば、次の実務は許容されるも</p>

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
		<p>のと考えられる。</p> <p>送金依頼人が保有する複数の口座(例えば3口座:A・B・C)のひとつ(例えば口座B)を外国送金に用いる場合に、いわゆる名寄せ口座(例えば口座A)の口座番号を支払指図電文に付記する。</p> <p>については、施行規則案第17条第1項第1号八(1)における「当該口座の口座番号」は「当該顧客の口座番号」とされたい。なお、施行規則案の修正が困難な場合には、「当該口座の口座番号」は「当該顧客の口座番号」を含む旨の解釈をお示しいただきたい。</p>

#### ．オンライン規則(案)

項番	該当箇所(該当条・項・号等)	意見等
1	<p>全般</p> <p>(e-Govを用いて疑わしい取引の届出を行う場合のセキュリティについて)</p>	<p>新しい疑わしい取引の届出方式への移行にあたっては、金融情報システムセンター(FISC)が定める安全対策基準を充足する強固なセキュリティを確保する必要がある(同基準「技26」、「29」、「35」等)。</p> <p>例えば、同基準「技26」では、暗証番号・パスワード等は他人に知られないための対策として、「パスワード変更にあたり、前回と同じパスワードは認めないこと」、「ワンタイムパスワードの機能を実現すること」等とあるが、今後、ID・パスワード形式に移行するのであれば、こうした水準を満たすようにされたい(現在のe-Govでの届出において入力する「キーワード」は固定となっている)。</p>

以 上